

議員定数等調査特別委員会の設置に関する決議

鳴門市議会委員会条例（昭和42年鳴門市条例第53号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり、特別委員会を設置するものとする。

1 特別委員会の設置目的

特別委員会は、本市において議会に求められる役割と責任を十分に果たしていくため、本市議会における適正な議員定数及び議員報酬について調査、研究を行うことを目的として、設置する。

2 特別委員会の名称

特別委員会の名称は、「議員定数等調査特別委員会」とする。

3 特別委員会の付議事項

特別委員会において調査、研究を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市における適正な議員定数に関する事項
- (2) 本市における議員の報酬に関する事項

4 特別委員会の定数

特別委員会の委員定数は、9人とする。

5 特別委員会の調査期限

特別委員会の設置日から、「調査、研究が終了するまでの間」とする。

平成28年6月24日

鳴門市議会